

【新たなアクティビティを活用したスポーツツーリズムコンテンツ創出事業】

事前説明会（2024年7月12日 13:00~14:00）

《質疑応答》

（提案の評価について）

Q1：提案の評価基準について、ホテルなど既に観光客が集まっている施設内で実施する場合と、Webサイトなどを活用し独立して集客する場合は、どちらの評価が高いか。

A1：評価においては、売上や今後の自走化の観点から、単価や人数などの算出方法を示し、根拠をもって提案することが重要である。どちらがよいということはなく、集客の経路（ご質問の上ではホテル宿泊客、Webサイトでの申込）や決済の手段も多様化しており、それらが根拠をもって事業計画に記載されていることが必要である。

（※ 評価の過程は非公表となるため、応募要領記載事項ではない。）

（提案の評価について）

Q2：「地域や観光事業者などと協働した取組を評価したい」旨の説明があったが、応募要領で明記していないのは理由があるか。

A2：応募要領4(2) 対象となる取組で明記しているほか、応募様式4で協働を予定する先を記載することとしている。また、本説明会でも詳細を説明しているところ。

（※ 評価の過程は非公表となるため、応募要領記載事項ではない。）

（収支予算書の作成について）

Q3：収支予算書に添付する見積書について、金額によっては添付不要の場合があるか。（低額の場合は添付不要など）

A3：金額による基準は設けていないので、原則、全ての経費について金額の根拠となる資料（見積書、料金表等）を添付すること。

（収支予算書の作成について）

Q4：全ての項目で相見積りが必要か。例えば、他自治体の補助金では、金額によっては相見積りが不要なケースがある。

A4：相見積りについて、応募申請時点では不要である。ただし、採択後、交付申請の段階においては、相見積りを徴収すること。提出資料は補助金によって異なるため、他自治体のケースは参考として承るが、補助金の原資が公金であることに鑑み、積算根拠や経済的合理性を確認することは重要。その意味において、民間事業者間での商習慣と異なる対応があると認めるところではあるが、ご理解いただきたい。事務局としては、応募者の負担も考慮し、応募申請時点では相見積りを不要としている。積算をおろそかにしてしまうと、後の工程で苦労することも散見されるため、事前に添付をお願いしているところ。

（収支予算書の作成について）

Q5：委託料の事業費に対する割合について、上限はあるか。

A5：本補助金の応募要領等において明確に定める基準はないが、例えば、委託料における再委託

【新たなアクティビティを活用したスポーツツーリズムコンテンツ創出事業】

事前説明会（2024年7月12日 13:00~14:00）

割合については、一般的に5割程度が上限となっている。また、業務の全部や主たる部分を委託することは認めていない。

（応募資格について）

Q6：当法人は、自治体施設の指定管理者として指定を受けている。指定管理施設において実施する事業で応募することはできるか。

A6：指定管理業務に定められた内容や提案の内容によるので、個別にご相談いただきたい。

（その他）

Q7：令和5年度補助実績を公表する予定はないか。

A7：現時点で公表の予定はない。参考までに、昨年度は3件の事業を補助し、うち2件が商品化されている。